

## ガイドブック

－経済活動・職業及び職務のサウダイゼーション  
並びにサウダイゼーション比率－  
(仮訳)

労働省

キング・ファハド国立図書館

職務に関するサウダイゼーション・ガイド（労働省）リヤド・ヒジュラ暦 1429  
年

No. 978-9960-60-20-5

1 サウジアラビア人労働力

331、1531 1425/1429

File No. 6425/1429

No. 978-9960-60-20-5

## 目次

### 序文

### 本ガイドブックの構成

#### 第1章 サウダイゼーション、サウジアラビア人限定及び段階的置換

はじめに

サウダイゼーションの定義

1. 職業のサウジアラビア人限定の概念
2. 外国人労働力のサウジアラビア人労働力への段階的置換の概念
3. 経済活動の概念
4. 職業の概念
5. 職務の概念

経済活動、職業及び職務をサウジアラビア人労働力に限定する際に考慮される要素

ヒジュラ暦 1415 年 4 月 21 日（西暦 1994 年 9 月 27 日）付閣議決定第 50 号

サウダイゼーションを実施する際の関係官庁等間の協調

#### 第2章 サウジアラビア人限定及び段階的置換が実施される経済活動、職業及び職務のリスト

1. 軍服の裁断及び縫製
2. 電報、郵便及び電話事業
3. サウジアラビア航空事業
4. 上下水道事業
5. 女性専用写真店
6. 民間警備事業
7. サイロ及び製粉公団
8. 不動産事務所
9. セメント会社
10. 民間部門の全企業体
11. 民間教育

12. 電力会社
13. ホテル事業
14. 民間の病院及びクリニック
15. 航空会社、その代理店、観光及び旅行代理店並びに航空貨物代理店
16. 港湾公団事業
17. 海水淡水化公社事業
18. 女生徒及び女性教師の送迎
19. 広さ 40 平方メートル以下の小規模食料雑貨店
20. 羊市場
21. 電気器具及び家庭用品
22. タクシー（リムジン）及び輸送・配送車両
23. 物資輸送
24. 鍵の製造及び複製
25. 公共サービス事務所
26. 公務員職
27. 野菜及び果物販売店
28. リヤドの店舗及び市場における販売活動
29. 金製品及び宝石の製造及び販売
30. 中古家具販売
31. 受信装置（パラボラアンテナ）販売及び据付店
32. 情報機器取扱店
33. 州政府の熟練職
34. 通関事務所
35. 保守、操業及び清掃
36. キング・ハーリド国際空港にて操業するタクシー
37. 大巡礼（ハッジ）及び小巡礼（ウムラ）事務所
38. 女性限定販売店

39. エンジニアリング事務所
40. 観光客誘致職（レクリエーション分野）
41. 製薬会社の科学部門及び記録事務所で働く薬剤師
42. ガソリンスタンド
43. 既存の工場で営む経済活動を変更した場合の変更後の経済活動
44. 障害者の仕事

## 序文

労働省は、民間分野においてサウジアラビア人労働力を活用する閣議決定を実施し、サウダイゼーションを達成することに関心を有しており、これにつき、考察し、対応し、また、関連当局を名宛人とする決定等を公布した。また（従前の）人材評議会は、ヒジュラ暦 1422 年から本ガイドブックのシリーズを 4 版にわたり発行した。

本ガイドブックの初版には、経済活動、職業及び職務に関する 30 の決定、通達等が含まれていた。ヒジュラ暦 1423 年の本ガイドブックの第 2 版においては、従前のリストに追加された 6 つの新しい決定等を含め、決定等の数は 36 となった。ヒジュラ暦 1424 年に、サウジアラビア人に限定される 166 の新しい職務を含む内容で更新された第 3 版が発行された。

労働省は、これらの努力を継続し、以前の決定等及びその後の決定等を含み、サウダイゼーションを促進するため改正されたすべての決定等及びその他サウジアラビア人の雇用に関する目標比率を含む本ガイドブックの第 5 版を発行した。

本ガイドブックは、労働省が、サウジアラビア人労働力がサウジアラビア労働市場でその存在感を増す方法や、これに関するその他の要件について明らかにする継続的な努力の一環である。

労働大臣

Dr. Ghazi Abdul Rahman Al Qussaibi

## 本ガイドブックの構成

本ガイドブックは、2章から構成されている。

第1章は、職業のサウジアラビア人限定と外国人労働力のサウジアラビア人労働力への段階的置換を取り扱っており、サウダイゼーションの定義、経済活動、職業及び職務の各概念、職業限定に際し考慮される要素、ヒジュラ暦1415年4月21日（西暦1994年9月27日）付閣議決定第50号並びに当該決定に関連する決定等及び概念を含むものである。

第2章は、サウジアラビア人の雇用に関する目標比率を期間を区切って設けることで段階的にサウダイゼーションを進める経済活動、職業及び職務のリストを含むものである。

## 第1章 サウダイゼーション、サウジアラビア人限定及び段階的置換

概念：

- ・ サウダイゼーション、サウジアラビア人限定及び段階的置換
- ・ 経済活動、職業及び職務
- ・ サウジアラビア人限定に際し考慮される要素、又はサウダイゼーションを導くサウジアラビア人比率の確認

### はじめに

石油収入が大幅に増大したヒジュラ暦 14 世紀における 90 年代以降、サウジアラビアは国の経済を発展させる競争時代に入った。その間、サウジアラビアでは、供給可能なサウジアラビア人労働力の量を超える労働力を必要とするさまざまな分野において、野心的な開発計画が実施され、その結果、多くの外国人労働者が、さまざまな開発計画の実施を支えるために雇用されてきた。

国の経済にとって主要なインフラが整備され、過去 20 年間における人口増、教育の普及、訓練及び布教の結果として、サウジアラビア人労働力が増大したにもかかわらず、外国人労働力も増加の一途をたどり、他方で、多くのサウジアラビア人労働者は公共・民間両部門において職を得ることが困難となり、失業に追い込まれている。

こうした状況を打開するため、外国人労働者の雇用制限及び労働市場での実務的に求められる要素に対して制限を加えることによって、サウジアラビア人の雇用機会の提供を目的とする数多くの政策、措置等が実施されてきた。その措置の一つが、経済活動、職業及び職務につきサウジアラビア人に限定し又はサウジアラビア人の雇用に関する目標比率を設ける措置である。サウジアラビア政府は、まず、安全保障に係る職種及び地位につきサウダイゼーションを実施し、また、経済的な観点及び当該職種に適するサウジアラビア人が存在するかを考慮した上で他の職種分野に関するサウダイゼーションを進めた。

そして、この点に関する多くの決定等及び措置がさまざまな機関から公布された結果、専門家や実施機関の参照用にこれらの決定等を 1 冊のガイドブックにまとめる必要性が生ずるようになった。これを受け、労働省は、現在までこの問題につき公布されたすべての決定等及びサウジアラビア人の雇用に関する目標比率にさらなる解説を加えた包括的な本ガイドブックを作成し、かつ、その更新及び改訂に関するイニシアチブを取って

いる。

## サウダイゼーションの定義

サウダイゼーションとは、さまざまな要素を考慮の上、ある特定の職業をサウジアラビア人に限定し、又は外国人労働力のサウジアラビア人労働力への段階的置換をすることによって、サウジアラビア人労働者の雇用拡大を図ることを目標とするものである。

以下の記載は、サウジアラビア人限定の概念、外国人労働力のサウジアラビア人労働力への段階的置換の概念、その他関連する概念について詳述するものである。

### 1. 職業のサウジアラビア人限定の概念

「職業のサウジアラビア人限定」とは、ある特定の職業に就く者をサウジアラビア人に限定するものであり、その分野におけるサウダイゼーションの完成を意味する。これは、ある一定期間継続的な外国人労働者の雇用を容認する「外国人労働力のサウジアラビア人労働力への段階的置換」とは異なる。この外国人労働力のサウジアラビア人労働力への段階的置換が実施される職種は、サウジアラビア人労働者にはその職種の労働者に必要とされる能力を具備しない又はその能力を取得するには多大な労力と時間を要する専門的な性質や資格若しくは訓練を要する職種、求職するサウジアラビア人労働者の数を大きく上回る労働力を必要とする職種、又は経済戦略や安全保障の面で優先度が低い職種である。すなわち、職業のサウジアラビア人限定の概念は、数多くのサウジアラビア人求職者が就職できることを意味するものである。

ある職業や分野をサウジアラビア人に限定するという考え方はこの20年間実施されているものであり、一般的にサウジアラビア人の労働する権利及び労働市場で競合関係にある職業において就労の優先権を与えることに主眼が置かれてはいるものの、最初にこの考え方がとられた職業は治安関連の仕事であった。

ある職業をサウジアラビア人に限定する場合、経済活動、職業及び職務の各概念の間に混同及び重複が生ずることとなる。経済活動と職業はその意味及び内容に関して異なるものであり、職業と職務はレベルが異なるものであるが、例えば、経済活動が職業という意味で使用されたり、職業が

職務という意味で使用されたり、この逆の場合もある。

## 2. 外国人労働力のサウジアラビア人労働力への段階的置換の概念

サウダイゼーション方策の一つであり、労働市場におけるサウジアラビア人労働者の数、比率及び質、分野、教育と訓練についての政策、賃金政策並びに民間の経済事業体の規模を考慮の上、外国人労働力をサウジアラビア人労働力へ段階的に置き換えるものである。

## 3. 経済活動の概念

経済活動とは、経済事業体が実施する事業及び提供するサービスであり、同事業体に利益をもたらすものである。

従って、経済活動は、商品の生産又はサービスの提供に必要な行為に関連するものである。その結果、経済活動には、ある特定のサービス又は多様なサービスの提供に加え、一つの商品又は多様な商品の生産に必要なさまざまな職業の分野が含まれることとなる。

そして、ある経済活動において職業をサウジアラビア人に限定する場合、その経済活動に関連するすべての類似する又は異なる職業及び職務が、個々の性質や要件にかかわらず、サウダイゼーションの対象に含まれることとなる。

## 4. 職業の概念

職業とは、医療、エンジニアリング、会計等の職種のことであり、専門知識、技術、経験等が伴うものである。ほとんどの職業は、一定の資格及び、特定の訓練教育を経て高度な専門性を身につけることを必要とする職務から構成されている。通常ある職業は、ある一つの経済活動又はある一つの経済活動の中の一つの分野と関連するものである。一つの技術分野における専門技術者、例えば機械工は、農業若しくは工業、又は医療関連サービス分野その他機械及び装置を使用する工業分野において、技術的な相違、使用目的及び性質の違いがあっても、機械及び装置の据付け、補修、操業、開発等の仕事に従事することができる。

## 5. 職務の概念

職務とは、個人に委託される特定の任務であり、個人がその義務と責任を担うものである。一つの職業には相互に関連性のある複数の職務が含まれる。

ある特定の経済活動をサウジアラビア人に限定することは、数多くの職務と職業が含まれる点で、職業の限定と比べてより包括的な限定になるものと考えられる。なぜなら、ある特定の経済活動についての限定は、経済活動に関連する及び経済活動に伴う多くの種類及びレベルの職業や他の職務のすべてについての限定を含むためである。

他方、ある特定の職業をサウジアラビア人に限定することは、職業の状況やどのような経済活動又は分野に所属しているかにかかわらず、国民経済におけるすべてのレベルの分野において特定の職業を限定することとなる。

経済活動、職業及び職務をサウジアラビア人に限定する際、いくつか考慮すべき要素がある。

### 経済活動、職業及び職務をサウジアラビア人労働力に限定する際に考慮される要素

経済活動、職業及び職務をサウジアラビア人に限定することは、それ自体が目的であるばかりではなく、外国人労働力への依存を削減し、サウジアラビアへの流入を制限することで、増大したサウジアラビア人求職者にできる限りの雇用機会を与えるための方策又は手段である。このような手段をその目的を実現する上でより有効なものにするためには、その適用に好ましくない結果又は状況を招かないような支援及び適切な条件整備が必要となる。そこで、職業の限定に関する決定等の公布にあたり、以下の事項が考慮される。

- (1) 経済活動、職業及び職種の限定に際し、各々において優先順位を設定し、経済面、社会面及び治安面における重要性を基礎として目標とするサウジアラビア人の比率を具体化する。これは労働市場の状況・発展、特にサウジアラビア人労働力の供給と各種経済分野及び経済活動における労働力需要に基づき、限定政策適用の現実的可能性が考慮されたものである。なぜなら、このような限定の原則は、遂行能力を害することを避けつつ、労働市場に存在

するサウジアラビア人労働力を、サウジアラビア人に限定された職務、職業及び経済活動に割り当てるものだからである。

国内経済では労働市場における需要に比べてサウジアラビア人労働者が限られた数にすぎないことに悩んでいるにもかかわらず、数多くのサウジアラビア人求職者が存在することが判明している。従って、サウジアラビア人労働力を彼らに限定された職業や職務に集中的に従事させ、その影響で、その他の経済活動や仕事のニーズを充足させられる可能性がある。もしそのような状況であるならば、経済的、社会的及び治安面の重要性に基づき、サウジアラビア人に限定される職の優先順位が戦略的に設定される限り、この状況は望ましいものといえる。

- (2) 実施機関が関連する決定等を適用する際に、その他の経済活動及び仕事と区別できるようにするため、限定される経済活動、職業及び職務は明確に特定される。これは法解釈による説明を導き出さないようにし、不明瞭な部分を避けることにより当該実施を促進するものである。
- (3) 限定される経済活動、職業、職務及び事業分野は、関連公的機関又はこれらの努力を結実するために必要な手続を把握・フォローアップするために必要な体制を具体化し、責任を明確化し、また、重複を避けることによって、労働力事情及び発展を把握できる種類のものとする。
- (4) 限定される経済活動、職業、職務及び事業分野は、限定の適用開始時において適切な技術及び経験を有するサウジアラビア人の要望に適合する種類のものとする。また、報酬及び給与は生活水準を満たす程度のものとする。
- (5) 労働市場に存在するサウジアラビア人労働者の知識並びにその資格及び技術水準のレベルが、限定される経済活動、職務、職業及び事業分野におけるニーズに最大限沿うものであるようにする。
- (6) 迅速かつ容易に関連する決定等が実施されるため、決定等の公布に際しては、その時期及び場所に関するさまざまな状況を考慮しなければならない。
- (7) 決定等が公布される際は、サウジアラビア人に限定される職業及び職務の分野を説明するため、聴覚、視覚及び活字手段を利用し、サウジアラビア社会及び就業者たちに対する説明をしなければならない。この業務限定の重要性に加えて、経済的、社会的及び治安状況に及ぼすマイナスの影響及び損失の説明も必要である。この点に関して提示される情報は、国家を支え、また、国家

に属していることが最優先事項であることにつき、利害関係者及び地域の構成員に認識されることを含むものである。この説明は、宗教上の及び社会的な価値として職務の認識の広がりも加わる結果、社会の構成員の、特にサウジアラビア人に限定される職業及び増加する外国人労働力に占められる職業についての、規範となる生活が変わることとなる。

### ヒジュラ暦 1415 年 4 月 21 日（西暦 1994 年 9 月 27 日）付閣議決定第 50 号

サウジアラビア限定条件、特に段階的置換を含む公布された決定等のうち、最も重要なものがヒジュラ暦 1415 年 4 月 21 日付閣議決定第 50 号である。この決定の重要性及びこの決定で示された原則に焦点を当て、決定の目的、弾力的適用、新たな事態への対応、決定実施状況に関する評価結果の詳細を記載したものが本ガイドブックである。また、この点に関する実施機関の決定等を含む修正決定等の内容も本ガイドブックにて説明する。

### サウダイゼーションを実施する際の関係官庁等間の協調

サウジアラビア人労働者の雇用と職務のサウダイゼーションの問題は、関係する省、関連の当局機関、地域の首長及びその他の労働市場にかかわる関係官庁等の協調により行われる。これらの努力を統合し、サウダイゼーションの決定を実施するのは主に労働省の役割である。

## 第2章 サウジアラビア人限定及び段階的置換が実施される経済活動、職業及び職務のリスト

サウジアラビア人労働力に限定される経済活動、職業及び職務のリストと、所定の雇用に関する目標比率に基づきサウダイゼーションが実施される経済活動、職業及び職務のリスト。

### 1. 軍服の裁断及び縫製

職業・職務： 軍服の裁断と縫製  
通達番号： 1698/3/M/Sh  
通達日付： ヒジュラ暦 1411 年 3 月 29 日  
ヒジュラ暦 1419 年 1 月 17 日付内務大臣兼人材評議会議長通達第 87/QA 号にて上記通達の内容を確認及び改正  
両通達公布機関： 内務省及び人材評議会  
両通達内容： 軍服工場での裁断及び縫製の仕事をサウジアラビア人に限定する。  
サウダイゼーション方策： 完全限定

### 2. 電報、郵便及び電話事業

職業・職務： 公共事業職務  
決定番号： 2/M/32L/ヒジュラ暦 1411 年  
決定日付： ヒジュラ暦 1411 年 11 月 17 日  
決定公布機関： 内務大臣兼人材評議会議長の決定を人材評議会が公布  
決定内容： (1) ヒジュラ暦 1415/1416 年末までに、電報、郵便及び電話部門におけるサウジアラビア人の比率を総従業員の 80%へ引き上げる。  
(2) ヒジュラ暦 1415/1416 年末までに、郵便部門におけるサウジアラビア人の比率を総従業員の 95%へ引き上げる。  
(3) リヤド及びジッダの 2 つの通信研修所を 2 つの中等技術学校に移管する。  
サウダイゼーション方策： 段階的置換

### 3. サウジアラビア航空事業

- 職業・職務： (1) 優先性、重要性及び戦略性を有する職務  
(2) その他の職務
- 決定番号： 3/M/32L/ヒジュラ暦 1411 年
- 決定日付： ヒジュラ暦 1411 年 11 月 7 日
- 決定公布機関： 内務大臣兼人材評議会議長の決定を人材評議会事務局が公布
- 決定内容： (1) ヒジュラ暦 1415 年までに、以下の優先性、重要性及び戦略性を有する職務におけるサウジアラビア人の比率を 81%とする。  
ア 航空管制業務  
イ 機関士  
ウ 操縦士・操縦乗務員  
エ 技術職  
オ 専門職
- (2) ヒジュラ暦 1415 年までに、以下の職務におけるサウジアラビア人の比率を 83.6%とする。  
ア 販売・地上サービス職  
イ 経営・操業・管理職  
ウ 手作業・熟練職  
エ 医療・補助業務職  
オ 会計・経済・法律職  
カ 事務・総務補助職  
キ 機内サービス・客室乗務員  
ク 教官・指導員  
ケ 訓練中の従業員
- (3) ヒジュラ暦 1415 年までに、サウジアラビア航空総従業員に占めるサウジアラビア人の比率を 83.7%とする。
- (4) 以下の措置を実施する。  
ア 事務・総務補助職におけるサウジアラビア人の雇用に関する目標比率を達成するため、サウジアラビア航空の監督下にて、これらの職種に対する訓練を継続的に支援する。  
イ サウジアラビア人の雇用に関する目標比率を

達成し、この分野におけるサウダイゼーションを実現するため、サウジアラビア航空が実施する雇用政策を継続的に定める。

ウ サウジアラビア航空に内部委員会を設立する。同委員会は、サウダイゼーション計画の実施状況のフォローアップと監督を職責とする。

エ サウジアラビア航空は、有資格サウジアラビア人を雇用するため、外国航空会社エージェントとの協定の見直しと関係機関との調整を行う。

サウダイゼーション方策： 段階的置換

#### 4. 上下水道事業

職 務： 上下水道公共事業

決 定 番 号： 8/QR/ヒジュラ暦 1412 年

決 定 日 付： ヒジュラ暦 1412 年 6 月 25 日

決 定 公 布 機 関： 内務大臣兼人材評議会議長の決定を人材評議会事務局が公布

決 定 内 容： (1) ヒジュラ暦 1416/1417 年までに、上下水道局のサウジアラビア人の比率を引き上げる。同局及び同局と契約関係にある企業・団体におけるサウジアラビア人の比率は以下に記載の割合によるものとする。

ア リヤド上下水道局： 66%

イ 東部地区上下水道局： 92%

請負企業は 65%以上のサウダイゼーションを達成する義務を有する。

ウ 西部地区上下水道局： 96%

請負企業は 71%以上のサウダイゼーションを達成する義務を有する。

エ アシール上下水道局： 48%

請負企業は 48%以上のサウダイゼーションを達成する義務を有する。

オ マディーナ上下水道局： 92%

- (2) 本決定には、訓練と予防衛生に関する項目も含まれる。

サウダイゼーション方策： 段階的置換

## 5. 女性専用写真店

職業・職務： 女性専用写真店の従業員

通達番号： 16/S/3981

通達日付： ヒジュラ暦 1412 年 10 月 4 日

ヒジュラ暦 1419 年 1 月 17 日付内務大臣兼人材評議会議長通達第 87/QA 号

両通達公布機関： 両内務大臣兼人材評議会議長通達を人材評議会が公布

両通達内容： 女性専用写真店の業務を、以下の事項に基づき、サウジアラビア人女性に限定する。

- (1) 店の事業は女性専用写真の業務に限定され、営業認可を受けた女性店主は、写真業を独力で実施する。
- (2) 現像作業は女性が同店で実施するものとする。
- (3) 店の活動は認可を受けた事業、すなわち写真撮影のみに限定され、写真展示その他の付属品の販売は禁止される。

サウダイゼーション方策： 完全限定

## 6. 民間警備事業

職業・職務： 民間の警備団体・企業の従業員

決定番号： 7

決定日付： ヒジュラ暦 1413 年 1 月 22 日

決定公布機関： 内務大臣兼人材評議会議長の決定を内務省が公布

決定内容： (1) 民間警備会社は、関連する決定等、本決定第 15 条及び第 17 条にて定められる条件の内容に合致しなければならない。すなわち、民間の警備団体・企業の従業員のすべてをサウジアラビア人とし、民間警備員の条件を以下のとおり定めるものである。

- ア 民間警備員は、サウジアラビアで出生したサウジアラビア人であること。ただし、公務員で国外勤務中の父親の下で育った者は、このサウジアラビア生まれの条件の適用を受けない。過去に軍部門のいずれかの機関に勤務していた者が望ましい。
- イ 年齢は 25 歳を下回らないこと。
- ウ 品行方正で、刑罰懲罰等に服したことがない者。
- エ 懲戒免職により、政府機関から解雇された場合には、その後 3 年以上経過し、当該期間の品行方正が確認された者。
- オ 五体満足で、健康体であること。
- カ 本決定第 29 条に規定の教育課程を終了していること。条例第 18 条及び第 19 条において、サウジアラビア人労働者の民間警備関連団体・企業就労許可に関する手続・書類が定められており、また、第 21 条においては、民間警備員の権限が定められていること。

(2) 本決定第 23 条は、民間の警備員の雇用が義務付けられる企業を以下のとおり確認する。

- ア 銀行及び金融機関
- イ 面積が 1,000 平方メートルを超え、宝石販売に関連する小売店
- ウ ホテル
- エ 民間病院
- オ 商品販売専用の面積が 1,000 平方メートルを超えるすべての商店
- カ 屋内複合商業施設
- キ ライセンス商品の保管倉庫
- ク 資本金が 500 万サウジ・リヤルを超える特別の工場

民間警備員の方針に関する第 23 条は、ヒジュラ暦 1412 年 1 月 22 日付内務大臣兼人材評議会議長決定第 7 号に基づき、ヒジュラ暦 1424 年 3 月 25 日付内務大臣兼人材評議会議長決定第 1169 号により修正され公布された。

これにより、以下の企業が追加された。

ア 外国及び民間の学校、教育機関及び大学

イ 国際的飲食店会社

ウ 外国航空会社、旅行及び観光代理店並びに事務所

本決定は、これらの企業が警備業務に関するライセンスを受けている民間の警備団体・企業との締結を義務付ける規定も含んでいる。

- (3) 本決定第 27 条は、業務内容と物理的場所の問題から警備員の雇用を必要とする企業、会社及び個人が、関連手続・規則に従って警備業務に関するライセンスを受けている民間警備会社・企業と契約を締結することを認めるものである。

サウダイゼーション方策： 完全限定

## 7. サイロ及び製粉公団

職 務： 本社、工場及び支店における職務

決 定 番 号： 10/QR/ヒジュラ暦 1413 年

決 定 日 付： ヒジュラ暦 1413 年 5 月 23 日

決 定 公 布 機 関： 内務大臣兼人材評議会議長の決定を人材評議会事務局が公布

- 決 定 内 容： (1) 以下の事項に基づき、外国人労働力をサウジアラビア人労働力に段階的に置換する。
- ア ヒジュラ暦 1417/1418 年末までに、本社の全従業員に占めるサウジアラビア人の比率を 90%に引き上げる。
- イ ヒジュラ暦 1417/1418 年末までに、公団所属の工場 5 か所の全従業員に占めるサウジアラビア人の比率を 64%に引き上げる。
- ウ ヒジュラ暦 1417/1418 年末までに、公団所属の支店 5 か所の全従業員に占めるサウジアラビア人の比率を 74%に引き上げる。
- エ ヒジュラ暦 1417/1418 年末までに、本社、工場及び支社の全従業員に占めるサウジアラビア人の比率を 72%に引き上げる。

- (2) 本決定には、組織、訓練及びインセンティブに関する条項が含まれる。

サウダイゼーション方策： 段階的置換

## 8. 不動産事務所

職業・職務： 不動産事務所の業務  
通達番号・日付： ヒジュラ暦 1414 年 3 月 4 日付通達第 18763 号  
ヒジュラ暦 1414 年 6 月 3 日付付属通達第 27/43349 号  
ヒジュラ暦 1414 年 9 月 3 日付通達第 67023 号  
各通達公布機関： 各内務大臣兼人材評議会議長の通達を内務省が公布  
各通達内容： 不動産事務所の業務をサウジアラビア人に限定する通達  
であり、その規定は以下のとおりである。  
(1) 不動産事務所における外国人の雇用を禁止する。  
(2) 不動産事務所に雇用されている外国人労働者については、以下のとおりである。  
ア 不動産事務所で雇用されている外国人労働者を、当該事務所のスポンサーが関連する類似の職へ転職させる。  
イ スポンサーが類似の職を有していない場合は、他の事業主にスポンサー制度を移転する。

## 9. セメント会社

職務： (1) 雇用職務  
(2) 保安職務  
(3) 政府機関との渉外職務  
(4) 管理職務  
(5) 事務職  
(6) 技術職  
決定番号： 13/QR/ヒジュラ暦 1415 年  
決定日付： ヒジュラ暦 1415 年 3 月 22 日  
公布機関： 内務大臣兼人材評議会議長の決定を人材評議会が公布  
決定内容： (1) 雇用業務及び政府機関との渉外業務に関与するす

すべての従業員をサウジアラビア人とする。この規定は、遅くともヒジュラ暦 1416 年末までに実施されなければならない。

- (2) 管理職務、事務職及び技術職において、サウジアラビア人が就任する優先権が付与され、外国人労働力を置換する。
- (3) ヒジュラ暦 1420 年に、各セメント会社の全従業員に占めるサウジアラビア人の比率を以下のとおりとする。

ア アラビア・セメント：	47%
イ サウジアラビア・セメント：	62%
ウ ヤマーマ・セメント：	44%
エ カシーム・セメント：	40%
オ ヤンブー・セメント：	40%
カ 南部地区セメント：	66%
キ 東部地区セメント：	34%
- (4) 本決定には、雇用、訓練をはじめ、給与体系の継続的な見直しや従業員住宅関連の付加給付など、サウジアラビア人をセメント企業に誘致するための規定も含まれている。

サウダイゼーション方策： 段階的置換

## 10. 民間部門の全企業体

- 職業・職務：
- (1) 雇用責任者
  - (2) 受付係
  - (3) フォローアップ担当者
  - (4) 行政機関担当者
  - (5) 出納係
  - (6) 民間警備員職

決定番号： 50

決定日付： ヒジュラ暦 1415 年 4 月 21 日

公布機関： 閣議

決定内容： すべての企業は、上記の職業及び職務につきサウジアラビア人のみ採用する義務を負い、また、20 人以上の従業員を雇用するすべての企業は以下の事項を留意の上、全

従業員の 5%を下回らない比率にて毎年、サウジアラビア人雇用者数を増加させる義務を有する。

- (1) すべての企業はサウジアラビア人を雇用し、彼らが継続して就労できる方策を確立しなければならない。
- (2) 上記の比率は、仕事の性質及び環境面でのサウジアラビア人労働力の活用可能性及び各企業、経済活動又は地域に雇用されている現行サウジアラビア人労働者の比率などに基づき、修正される。
- (3) 上記の比率を達成するため、企業はさまざまな職業分野からサウジアラビア人労働者を雇用しなければならない。
- (4) 上記の規定に違反した企業は、本決定第 6 条に記載の 5 項目 (a、b、c、d 及び e) の刑罰に処せられる。
- (5) 労働省次官又はその代理人を委員長とし、関係省庁の代表者から構成される委員会が設置される。委員会の任務は次のとおりである。
  - ア 違反企業に科す刑罰を提言する。刑罰は、内務大臣の決定に基づき、実施される。
  - イ 毎年増加するサウジアラビア人労働者の比率の修正を検討する。
  - ウ サウジアラビア人に限定される新たな職業と職務の追加を検討する。
  - エ 2 年ごとに、本決定の実施結果を評価する。

本決定第 5 条 c を実施するため、労働省にサウジアラビア人労働力に限定される新たな職業及び職務について議論し、追加し、また適当な手続を推奨するため、上記委員会が設置される。対象となる職業及び職務は、労働大臣を通じて特定される。そしてこれに沿って、労働大臣は、以下の多くの決定を公布している。

- (1) 以下の企業の義務を含むヒジュラ暦 1423 年 4 月 21 日付決定第 6773 号。  
サウジアラビア人以外は以下の欠員を埋めるため

雇用されるべきではない（業務執行取締役、訓練管理者、広報職、事務職、管理補助職、購買管理者、購買役員、秘書役、中核的な役職、倉庫管理人、債権回収人、顧客会計係、現金出納係、郵便配達人、データ記録者、司書、書店員、切符販売者、モーターショー販売人、宿泊施設管理者、事務所雑用係、観光案内人）。

これらの職務名称は、以下の総計 167 の職務名称を含んでいる。

まず、さまざまな分野における管理者の職務（97 の管理者職務の名称を含む）は、以下のとおりである。

	コード	職業
1	1111041	総務管理者
2	1111051	人事管理者
3	1111061	広報管理者
4	1111071	産業関係管理者
5	1112011	外交関係管理者
6	1112021	教育関係管理者
7	1112031	保健衛生関係管理者
8	1112041	社会関係管理者
9	1112051	労使関係管理者
10	1112061	文化情報管理者
11	1112071	農業及び水利関係管理者
12	1112081	産業業務管理者
13	1112091	青年福祉及びスポーツ管理者
14	1112101	労働及び公共設備管理者
15	1112111	地方自治管理者
16	1112121	経済及び取引関係管理者
17	1112131	金融及び会計関係管理者
18	1112141	司法及び裁判関係管理者
19	1112151	司法関係管理者
20	1113011	調査及び研究管理者
21	1113021	統計管理者
22	1113031	計画管理者

23	1113041	プロジェクト管理者
24	1113051	投資管理者
25	1113061	フォローアップ管理者
26	1122011	鉄道管理者
27	1122021	港湾管理者
28	1122031	空港管理者
29	1122041	郵便管理者
30	1122051	電話管理者
31	1122061	電線及びワイヤレス通信管理者
32	1122081	電力管理者
33	1122091	陸運業管理者
34	1122111	航空運輸管理者
35	1122151	産業都市管理者
36	1131011	病院管理者
37	1131021	クリニック管理者
38	1131031	分析試験所管理者
39	1131041	家畜病院管理者
40	1132011	大学管理者
41	1132031	教育機関管理者
42	1132051	学校管理者
43	1132061	訓練管理者
44	1132071	産業訓練ワークショップ管理者
45	1132081	訓練センター管理者
46	1133011	情報管理者
47	1133021	放送管理者
48	1133031	テレビ管理者
49	1133041	劇場管理者
50	1133051	博物館管理者
51	1133061	図書館司書
52	1133071	クラブ管理者
53	1133081	印刷編集管理者
54	1133091	用紙管理者
55	1133101	編集管理者
56	1134011	社会管理者
57	1134021	社会福祉養護施設管理者
58	1134031	商工会議所管理者

59	1211011	農家管理者
60	1211021	家畜飼育農家管理者
61	1211031	家きん管理者
62	1211144	養蜂業管理者
63	1212011	工場管理者
64	1212021	オペレーション管理者
65	1212031	生産管理者
66	1212041	設備維持管理者
67	1214011	商業管理者
68	1214021	マーケティング管理者
69	1214031	販売管理者
70	1214041	購買管理者
71	1214051	小売管理者
72	1215011	ホテル管理者
73	1215021	料理店及び喫茶管理者
74	1215041	ホスピタリティハウス管理者
75	1215061	ファストフード店管理者
76	1215071	料理店管理者
77	1216011	運送プロジェクト管理者
78	1216021	倉庫管理者
79	1216031	通信プロジェクト管理者
80	1217011	事業サービスプロジェクト管理者
81	1217021	劇場製作管理者
82	1217031	映画製作管理者
83	1217041	放送及びテレビ管理者
84	1217051	映画撮影管理者
85	1217061	保険業務管理者
86	1217071	銀行業務管理者
87	1217081	信用管理者
89 <sup>1</sup>	1217091	事務管理監督者
90	1217101	宣伝及び広報管理者
91	1217111	調査及び開発管理者
92	1217131	会計及び予算管理者

<sup>1</sup> 訳者注：本仮訳作成に当たっては、対象となるサウダイゼーション・ガイドブックの英文翻訳版に沿った訳出をしている。本表の88番の記載がないものの、英文翻訳版に従って翻訳したものととしてご了承ください。

93	1217141	観光代理店管理者
94	1217151	遺跡管理者
95	6131093	クリーニング店管理者
96	1122071	上下水道管理者
97	1122101	海運業管理者

次に、さまざまな分野における事務職（64 の事務職名称を含む）は、以下のとおりである。

	コード	職業
1	4123063	筆記者及びタイピスト
2	4123013	採用係
3	4123023	人事係
4	4123033	関税係
5	4125023	商品受領係
6	4131013	一般受付係
7	4131023	ホテル受付係
8	4131033	患者受付係
9	4133013	総合案内係
10	4132023	広報係
11	4133023	観光情報係
12	4133012	電話通信係
13	4132023	電報通信係
14	4123024	テレックス通信係
15	4133043	郵便通信係
16	4211013	銀行事務員
17	4211043	貸金支払事務員
18	4211053	生産事務員
19	4211063	保険事務員
20	4211073	手数料計算事務員
21	4211083	社会保険当局事務員
22	4211093	税関事務員
23	4211103	通関事務員
24	4211133	認証及び署名事務員
25	4211153	株式及び債務事務員
26	4211163	材料計画事務員

27	2434051	公証人
28	2511011	書籍事務員
29	2511081	技術カタログ・マニュアル事務員
30	2514021	広報事務員
31	2523051	シナリオ及び対話係
32	4111013	一般職の公務員
33	4111023	個性弁明書類事務員
34	4111034	出生記録事務官
35	4111044	死亡記録事務官
36	4111053	国籍事務員
37	4112043	司法事務員
38	4112053	法務事務員
39	4121013	総務事務員
40	4121023	入出館事務員
41	4121044	会計記帳事務員
42	4121054	フォローアップ事務員
43	4121064	秘書及び筆記事務員
44	4121072	文書保存事務員
45	4121082	文書編集事務員
46	4113013	裁判所事務官
47	4122033	スケッチ係
48	4123013	学生事務係
49	4123023	土地及び不動産登記事務員
50	4123033	文書裏書係
51	4123043	図書係
52	4123053	人事係
53	4211173	原価係
54	4211183	金融係
55	4221013	旅客予約係
56	4222013	旅行チケット係
57	4222023	旅行者サービス係
58	4222033	荷物サービス係
59	4222043	運送荷下ろし係
60	4222053	乗継サービス係
61	4223043	観光車両リース係
62	4234023	統計係

63	4234033	コーディング係
64	4234043	データ投入係

最後に、さまざまな分野における広報職（6つの職務名称を含む）は、以下のとおりである。

	コード	職業
1	1111061	広報管理者
2	1111071	産業関係管理者
3	1217101	人事関係管理者
4 <sup>2</sup>	1217111	宣伝及び広報管理者
5	2514121	広報役員
6	4132023	広報係

- (2) 第 50 号決定に定義された年間の比率に関し、ヒジュラ暦 1415 年 4 月 21 日付閣議決定第 50 号の実施に基づき、委員長と委員から権限委譲された労働大臣は、以下のヒジュラ暦 1423 年 6 月 1 日付決定第 8893 号を公布した。

ヒジュラ暦 1423 年 7 月 1 日から請負、保守、操業、清掃、漁業及び家さんのプロジェクトの仕事を行う企業は、サウジアラビア人の比率が 10% に指定される。

- (3) その後、労働大臣は、ヒジュラ暦 1424 年 7 月 27 日付決定第 12984 号を公布した。

以下のリストにある商業活動に関して販売職をサウジアラビア人に限定し、サウダイゼーションの実行委員会の提言に従い、ヒジュラ暦 1425 年 1 月 1 日から 3 年の間に段階を踏んでサウダイゼーションを実施する。

ア 1 年目：

以下の経済活動に関しては、商業店舗に 1 人の労働者がいる場合、商業活動ごとに 1 人の

<sup>2</sup> 訳者注：本仮訳作成に当たっては、対象となるサウダイゼーション・ガイドブックの英文翻訳版に沿った訳出をしている。本表の 3 番及び 4 番の各記載と、20 頁の表の 90 番の職業名に不一致が見られるものの、英文翻訳版に従って翻訳したものとしてご了承ください。

サウジアラビア人販売員を要する。また、2人以上の労働者がいる場合、その中に1人のサウジアラビア人がいなければならない。

イ 2年目：

2人以上の販売員のいる商業店舗においては、その販売員の50%をサウジアラビア人とする。

ウ 3年目：

サウジアラビア人の比率は、商業店舗の75%とする。なぜなら、いくつかの経済活動において外国人の専門経験のある労働力を維持する必要があり、また、有資格サウジアラビア人の確保及び有資格サウジアラビア人でないものを訓練するのには時間がかかるからである。

ヒジュラ暦1425年1月1日から3年の間に販売員を外国人労働力からサウジアラビア人労働力に段階的に置換する方法によって、サウジアラビア人に限定する経済活動は、以下のとおりである。

ア 婦人用及び子供用上着店

イ 婦人用及び紳士用織物店

ウ 紳士用上着店

エ 子供用おもちゃ、人形等の小売店

オ 婦人用ガウン店

カ 裁縫消耗品店

キ 香辛料店

ク 木の芳香剤販売店

ケ 香水販売店

コ 花屋及びギフト店

サ ディスカウント商品店（各品2サウジ・リヤル）

シ 家具店

ス 靴屋

セ 時計店

ソ 商業複合施設内の売店及び屋台

タ 文房具店

- チ 民間及び公立学校における喫茶店
- ツ 電話、携帯電話及び関連付属品販売店
- テ 冷蔵鶏肉販売店
- ト 結婚式場
- ナ 車両装飾品販売店
- ニ 車両予備部品販売店
- ヌ テント販売店
- ネ 塗料販売店
- ノ 建物及び配管材料販売店

サウダイゼーションの実施方法は、指定された比率に沿う内容で行う。

以下において、本決定及び過去の重要な評価結果について説明する。

本決定が依拠する基本原則のうち、最も重要な側面は以下のとおりである。

ア サウジアラビア人の雇用に関する目標比率設定の目的

民間企業に求められる 5%というサウジアラビア人の雇用に関する目標比率は、民間部門におけるサウジアラビア人の雇用需要及び労働力供給との間のバランスを示すものであり、以下の点が考慮されている。

- a サウジアラビア人の雇用に関する目標比率を下げると、従業員 30 人未満の多くの企業にとって、そのサウダイゼーションの実施に関する義務が免除される結果となる。なぜなら、サウジアラビア人の雇用に関する目標比率を年間で全従業員の 3%とすれば、これは数字的には 1 人未満の計算となるからである。
- b 3%超に引き上げることは、民間企業の負担となり、多くの企業はこの義務の履行が困難となる。
- c 5%の義務の対象となるすべての企業で雇用されるサウジアラビア人の総数は、

労働市場に新たに参入するサウジアラビア人労働者の年間総数より少なく、その結果、次の 2 つの側面が存することとなる。まず、労働市場におけるサウジアラビア人労働者数が増加し、それらの中から雇用できる可能性が生まれることになる。次に、5%の義務履行の対象外で、サウジアラビア人労働者を必要とする経済活動分野や企業にとって、その需要を満たすだけのサウジアラビア人労働力が労働市場に存在することになる。

#### イ 決定適用の弾力性

本決定は以下のとおり、弾力的に適用される。

- a 閣議及び人材評議会に照会することなく、労働大臣の決定により、雇用比率が修正されうる。各企業の状況及び現行のサウジアラビア人の比率の実施状況に基づき、各企業、経済活動及び各地方に対してサウジアラビア人労働者の雇用が図られる。
- b 本決定に基づき、決定の実施状況に関する 2 年ごとの評価を含めて継続的に評価する委員会が設置され、問題点、障害、修正を必要とする新たな事項、又は本決定の効果を増大する解決方法を示す。
- c 本決定は、労働力を融合するため、労働省による決定実施の監督並びに関連する決定等実施及び関連する企業からの反応に対応する能力を統合するものである。

#### ウ 新たな事態への対処能力

本決定は、発展及び新たな事態に対処するため、以下の方策により、本決定の原則の履行及び発展を継続的にフォローアップする。

- a 雇用比率修正の検討並びに、労働市場の発展状況に応じてサウジアラビア人に限定可能な職業及び新たな職務を調査する

ため、労働省にフォローアップ委員会を設置する。

- b 本決定、障害及び適切な解決策の効果を含めた本決定の実施の評価を行い、民間部門におけるサウジアラビア人の雇用を増大し、外国人労働者への依存を制限する目標の達成における障害と問題点を指摘する委員会を設置する。

エ 本決定の重要性

本決定は重要な意義を有しており、決定違反企業に対する段階的な処罰規定がある。この処罰は、違反企業の事情及び状況を検討し、違反に至った理由を調査した後に適用される。

本決定は民間部門及びサウジアラビア人求職者すべてに対する公益の実現を目的とし、これに対応するものであり、もし何か問題があるとすれば、決定に対する理解やその適用に関するものである。

- (4) 決定第 50 号に含まれるいくつかの比率の明記に関連するさらなる決定等その他に関連する修正された決定等。

ア 以下の内容を含むヒジュラ暦 1425 年 8 月 1 日付労働大臣決定第 1539/1 号。

ヒジュラ暦 1427 年 7 月 1 日までに、10%とする請負、保守、清掃及び操業を除き、サウジアラビア人の比率を 30%とする。

イ 商工業省の分類における専門部門請負経済活動、並びに雇用の現地化及びサービスにおけるサウダイゼーションを達成するため、プレキャストコンクリート経済活動に関してサウジアラビア人の比率を 10%とする旨の労働大臣により承認された労働省次官のヒジュラ暦 1426 年 3 月 29 日付通達第 6815 号。

ウ 以下の内容を含むヒジュラ暦 1426 年 5 月 26 日付労働大臣決定第 1848 号。

a サウジアラビア人に限定する職務を考慮

し、総従業員数が 10 人に満たない企業では、それぞれ 1 人のサウジアラビア人従業員を雇用するものとする。しかし、総従業員数が 10 人超 20 人までの企業では、その企業は 2 人のサウジアラビア人従業員を雇用するものとする。

- b 本決定は、公布日から 3 か月後に施行される。
- エ 以下の内容を含むヒジュラ暦 1426 年 12 月 18 日付労働大臣決定第 4493/1 号。  
ヒジュラ暦 1426 年 5 月 26 日付大臣決定第 1848/1 号第 a 項につき、総従業員数が 10 人超 19 人までの企業では、サウジアラビア人に限定されている職務を考慮し、1 人のサウジアラビア人労働者を雇用すると修正する。
- オ 以下の内容を含むヒジュラ暦 1427 年 2 月 28 日付労働大臣決定第 3767/4 号。  
いくつかのさまざまな経済活動においては、サウジアラビア人が働くことを好まず、サウジアラビア人労働力の確保が難しいため、ヒジュラ暦 1415 年 4 月 21 日付決定第 50 号及び決定第 30 号を実施する委員会の議事録を参照し、委員会は、以下の経済活動についてサウジアラビア人の比率を 30%から 10%へ引き下げることを選定した（製パン店、女性用裁縫作業場、男性用裁縫作業場、金属作業、木材作業、アルミニウム関連作業、修理工作業場、自動車作業場、自動車サービス、農家、農業及び畜産プロジェクト、陸運、大型車両運転手、燃料スタンド、薬局及び医療用視覚センター）。ただし、総務、財務及び受付の職は、サウジアラビア人限定とする。  
これらの経済活動に就業することを希望するサウジアラビア人求職者がいる場合には、その者は優先的に雇用される権利を持つものとし、このサウジアラビア人を雇用しない限り、当該経済活動を営むものは従業員用のビ

ザを取得することができない。

この点について、決定第 50 号は、20 人超の労働者を雇用するすべての企業は、毎年その労働者数の 5%をサウジアラビア人とするよう定めていると指摘されている。その後、ヒジュラ暦 1423 年に、各民間セクターの企業においてサウジアラビア人の比率を 30%とする決定が公布された。

労働省は、十分なサウジアラビア人労働力がないことを理由としていくつかの経済活動におけるサウジアラビア人の最低比率を修正した。かかる修正は、以下の表に従う。

経済活動別サウジアラビア人の雇用に関する最低比率

経済活動	当初決定比率	引下げ後の比率
請負、保守及び操業（民間契約）	30%	10%
請負、保守及び操業（公共契約）	30%	5%
エンジニアリング事務所	30%	7 から 8%
病院、クリニック及び健康センター （雇用者数による）	30%	10%及び 15%
製革及び関連産業	30%	10%
プレキャストコンクリート	30%	10%
漁業及び家きんプロジェクト	30%	10%
金及び宝石の工場	30%	10%
商業行為全般	30%	30%
工場全般	30%	30%
法務会計	30%	30%
製薬会社の科学部門及び記録事務所で働く薬剤師	30%	10%及び 15%
製パン店、女性用裁縫作業場、男性用裁縫作業場、金属作業、木材作業、アルミニウム関連作業、修理工作業場、自動車作業場、自動車サービス、農家、農業及び畜産プロジェクト、陸運、大型車両運転手、燃料	30%	10%

スタンド、薬局及び医療用視覚センター		
--------------------	--	--

## 11. 民間教育

職業・職務： 民間の男子校及び女子校における管理職務  
決定番号： 2/M36/ヒジュラ暦 1415 年  
決定日付： ヒジュラ暦 1415 年 7 月 26 日  
決定公布機関： 内務大臣兼人材評議会議長の決定を人材評議会が公布  
決定内容： 民間の男子校及び女子校における現在空席の、将来空席となる、又は新たに設けられる管理職務をサウジアラビア人男性及び女性に限定する。民間の男子校及び女子校は、サウジアラビア人男性及び女性の職員数をヒジュラ暦 1416 年から増加させ、全体の職員に占めるサウジアラビア人の比率を毎年 10%以上増加させなければならない。この比率達成のため、以下の事項が考慮されるものとする。

- (1) 民間の男子校及び女子校は、サウジアラビア人にとって魅力ある給与とインセンティブ制度を確立しなければならない。
- (2) 教育省及び女子教育庁は、民間男子校及び女子校の教育分野の要望を把握し、資格取得プログラムの立案、計画及び実行において民間校を支援する。これは特に、教育専門校以外の男女卒業生に資格を得させ、教職に就労させることを目的としている。
- (3) 人材評議会は、これら規定の施行 3 年後に、教育省及び女子教育庁が作成する報告書に基づき、規定の実施状況を評価する。

サウダイゼーション方策： 限定及び置換

## 12. 電力会社

職務： 管理、操業及び保守業務一般  
通達番号： 1/M37/ヒジュラ暦 1415 年

通 達 日 付： ヒジュラ暦 1415 年 11 月 5 日  
通 達 公 布 機 関： 内務大臣兼人材評議会議長通達を人材評議会が公布  
通 達 内 容： (1) 電力施設の管理、操業及び保守において外国人労働力をサウジアラビア人労働力に段階的に置換し、以下のサウジアラビア人の比率を達成する。  
ア 中部地区サウジアラビア電力会社： 72%  
イ 東部地区サウジアラビア電力会社： 84%  
ウ 南部地区サウジアラビア電力会社： 65%  
エ 西部地区サウジアラビア電力会社： 72%  
オ 電力公団： 55%  
カ タブーク電力会社： 68%  
キ アルアル電力会社： 66%  
ク ラファハーイ電力会社： 60%  
ケ ドーマ・アルジャンダル電力会社： 75%  
コ トゥーナ電力会社： 60%  
サ ハクル電力会社： 75%  
(2) 本通達には、雇用、訓練及びフォローアップに関する規定も含まれる。  
サウダイゼーション方策： 限定及び置換

### 13. ホテル事業

職 業 ・ 職 務： (1) ホテル支配人及び副支配人  
(2) ホテルの人事担当部長  
(3) 広報係、ブローカー及び行政機関視察者  
(4) 出納係  
(5) 民間警備員職  
通 達 番 号： 1/M38/ヒジュラ暦 1415 年  
通 達 日 付： ヒジュラ暦 1415 年 11 月 11 日  
通 達 公 布 機 関： 内務大臣兼人材評議会議長通達を人材評議会が公布  
通 達 内 容： (1) ホテル支配人、副支配人及び人事担当部長のサウダイゼーションは、ホテル側及びホテル運営専門国際企業間との現行の契約を考慮の上、本通達公布の初年度中に実施され、その契約は、延長時にできる限り修正されるものとする。  
(2) 広報係、行政機関視察者、出納係及び保安警備員

の職に非サウジアラビア人を採用することはできない。

- (3) すべてのホテルは、ヒジュラ暦 1416 年より、全従業員の 5%を下回らない比率にて毎年、サウジアラビア人従業員数を増加させなければならない。
- (4) ホテルは、サウジアラビア人が就労を継続するよう努力を行い、彼らにとって魅力的な給与及びインセンティブ制度を確立するとともに、訓練を実施する。ただし、訓練を終了したサウジアラビア人は、少なくとも訓練期間と同期間、ホテルにて就労する義務を有する。

サウダイゼーション方策： 限定及び置換

#### 14. 民間の病院及びクリニック

職業・職務： (1) サウジアラビアの大学を卒業した医師  
(2) サウジアラビア人看護師  
(3) 管理業務担当者  
(4) 受付係

電報番号・日付： 保健大臣と高等教育大臣宛ヒジュラ暦 1416 年 1 月 23-24  
日付電報第 53/7805 号

決定公布機関： 上記電報に記載された内務大臣の決定を内務省が公布

決定内容： (1) 民間の病院及びクリニックの所有者は、サウジアラビアの大学を卒業した医師及び看護師並びにサウジアラビア人管理業務担当者、受付係その他の有資格者を、サウジアラビアの生活水準に適した合理的な給与とインセンティブを付して雇用しなければならない。

(2) 保健省は、すべての民間の病院及びクリニックに対し、関係地区の保健担当機関の了承がない限り、これら専門職にかかわるスポンサー制度の移転請求ができないことを通達する。これらの病院及びクリニックは、これを順守する義務を負い、また順守しない限り、本件に関するいかなる要求も考慮されない。

サウダイゼーション方針： 段階的置換<sup>3</sup>

## 15. 航空会社、その代理店、観光及び旅行代理店並びに航空貨物代理店

- 職業・職務：
- (1) 空港内の清掃作業の管理人
  - (2) 空港内の積荷作業の管理人
  - (3) 空港内の荷下ろし作業の管理人
  - (4) 事務所長
  - (5) 人事担当部長
  - (6) 出納係
  - (7) 広報係
  - (8) 警備員

決定番号： 1/1/4/8/10/1

決定日付： ヒジュラ暦 1416 年 3 月 16 日

決定公布機関： 第二副首相兼国防・航空大臣兼監察長官の決定を国防・航空省が公布

- 決定内容：
- (1) 航空会社、その代理店、観光及び旅行代理店並びに航空貨物等において、特に以下に掲げる地位についてサウジアラビア人に限定する。
    - ア 空港内の清掃、積荷及び荷下ろし作業従事者の管理人。
    - イ 事務所長、人事担当部長、出納係、広報係及び警備員。
  - (2) サウジアラビアで営業するすべての航空会社、その代理店、観光及び旅行代理店・航空貨物会社は、ヒジュラ暦 1416 年末までに、空港内外で就労するサウジアラビア人の比率を 10%以上に引き上げ、その後 5 年間の年間増加率は 5%以上でなければならない。
  - (3) 空港内の地上業務サービスその他業務におけるサウジアラビア人の比率は、ヒジュラ暦 1416 年末

---

<sup>3</sup> なお、これに関連して、以下の内容を含むヒジュラ暦 1427 年 8 月 4 日付労働大臣通達第 13537/4 号が公布されている。「民間の病院及びクリニックにおけるサウダイゼーションの比率は、決定第 50 号の関係を考慮し、少なくとも 10 から 15%とする。」

時点において 10%以上で、その後 5 年間の年間増加率は 5%以上でなければならない。

- (4) 航空会社、その代理店、観光及び旅行代理店並びに航空貨物代理店がサウジアラビア人の雇用に関する目標比率を守らない場合の罰則手続に関する第 2 条は、事業許可の更新、外国人労働者の雇用、新規事務所の開設、空港の地上設備に入るための従業員の入館カード発行のいずれも許可しない。

サウダイゼーション方策： 限定及び置換

## 16. 港湾公団事業

- 職業・職務： (1) 港湾公団に直属する従業員  
(2) 非直属の労働者（請負企業の従業員）
- 決定番号： 1/M/41/ヒジュラ暦 1416 年
- 決定日付： ヒジュラ暦 1416 年 7 月 7 日
- 決定公布機関： 内務大臣兼人材評議会議長の決定を人材評議会が公布
- 決定内容： (1) ヒジュラ暦 1420/1421 年に、港湾公団に直属する従業員のサウジアラビア人の比率を 97%まで引き上げる。
- (2) ヒジュラ暦 1420/1421 年に、港湾公団の非直属の従業員（請負企業の従業員）のサウジアラビア人の比率を 44%まで引き上げる。
- (3) 以下の措置を講じる。
- ア 港湾公団に所属する訓練センター2 か所（ダンマームのキング・アブドルアジース港及びジッダ・イスラム港）における直属及び非直属の従業員用訓練に関する訓練プログラムを拡充する。
- イ 技術・職業訓練公社と協力して、関連機関及び各種訓練センターの卒業生の雇用並びに港湾公団が実施している教育・訓練プログラムを有効に利用する。
- ウ 請負企業は、港湾公団との契約締結又は更新の際、所定のサウジアラビア人の比率の実現

と各種専門分野における従業員訓練実施の義務を負担するものとする。

サウダイゼーション方策： 段階的置換

## 17. 海水淡水化公社事業

職業・職務： 海水淡水化公社の職務一般

決定番号： 2/M/41/ヒジュラ暦 1416 年

決定日付： ヒジュラ暦 1416 年 7 月 7 日

決定公布機関： 内務大臣兼人材評議会議長の決定を人材評議会が公布

- 決定内容：
- (1) 海水淡水化公社の全従業員に占めるサウジアラビア人労働力の比率をヒジュラ暦 1415/1416 年（基準年）の 63%から、1420/1421 年に 88%まで引き上げる。
  - (2) 以下の措置を講じる。
    - ア ジュベイルにある、サウジアラビア人専門家指導員養成のための訓練センターを支援し、現在十分なプログラムが整っていない分野の訓練計画を企画する。
    - イ 技術・職業訓練公社その他関連訓練機関と協力し、サウジアラビア国内の訓練機会を活用する。
    - ウ 技術・職業訓練公社と協力の上、公団の各種技術教育学校の最終学年生に、共同教育プログラムに基づき、淡水化施設において現場訓練を実施する。また、技術学校や工学専門校における専門コース（ボイラー、タービン、ポンプ、測量機器等の操作及び保守、機器の測定及び管理、腐食分野等）を企画・実施する。
    - エ 技術・職業訓練公社その他の教育・訓練機関の卒業生を海水淡水化公社にて雇用するため、関係機関と協力する。

サウダイゼーション方策： 段階的置換

## 18. 女生徒及び女性教師の送迎

職業・職務： 女生徒と女性教師の送迎車両の運転手

決定番号・日付： ヒジュラ暦 1418 年 3 月 24-25 日付第 16/20793 号

ヒジュラ暦 1421 年 11 月 10 日付第 16/51811 号

ヒジュラ暦 1423 年 1 月 30 日付第 2F/4491/2Sh 号

各決定公布機関： 内務省

第 1 回及び第 2 回決定内容： (1) 外国人労働者による女生徒及び女性教師の送迎業務を禁止し、サウジアラビア人による本業務の遂行を奨励する。

(2) 外国人は、もし当人が運転手であれば、外国人による詐欺及び違法な行為を防ぐため、自分の家族の女性又は自分のスポンサーの女性家族以外の女性の送迎を禁止する。

第 3 回決定内容： (1) これらの車両は、40 歳を超えるサウジアラビア人運転手により運転されなければならない。これらのサウジアラビア人運転手は、誠実であり、女生徒及び女性教師の車両を運転する場合には、その妻と一緒にいさせなければならない。これらの会社は、労働事務所及び関連当局による調査、フォローアップ等に服するものとする。

サウダイゼーション方策： 完全限定

## 19. 広さ 40 平方メートル以下の小規模食料雑貨店

職業・職務： 小規模食料雑貨店での販売業務

通達番号： 78/QA/41/ヒジュラ暦 1416 年

通達日付： ヒジュラ暦 1419 年 1 月 17 日

ヒジュラ暦 1422 年 3 月 27 日付通達第 349/QA 号にて上記通達の内容を確認及び改正

両通達公布機関： 人材評議会

はじめの通達は、人材評議会事務局長及び州評議会事務局長の報告書、並びに、サウダイゼーション、雇用及び外国人に関する決定の実施及び情報のフォローアップ計画に基づくものであり、これは 2 番目の通達により再確認された。

- 通 達 内 容 :
- (1) 上記報告書第 2 条 (第 2-C 項) は、居住地区内及び主要道路沿いにある、広さ 40 平方メートル未満の小規模食料雑貨店の業務をサウジアラビア人に限定する旨を定めている。一方、通達は、各州政府がこれらの店舗及び経済活動につき、短期間ではあるが外国人労働力のサウジアラビア人労働力への置換を実施するための期間を付与することを定めている。
  - (2) 小規模食料雑貨店のサウダイゼーションは、各州の状況及び雑貨店業務に就労が予測されるサウジアラビア人労働力の規模に応じ実施される。各州の最高サウダイゼーション委員会がこれら店舗のサウダイゼーションに着手する場合は、現地新聞その他報道によってサウダイゼーションを実施するまで少なくとも 6 か月の期間を設定し、これらの店舗がサウダイゼーションの実施違反による処罰を受ける前に問題を解決する時間を付与する。サウジアラビア人に限定される職業分野に就労している外国人の処遇方法については、関連する決定等において何ら定められていないが、かかる場合は以下に従う。
    - ア 関係当局は、小規模食料雑貨店で働く外国人及びそのスポンサーに対して法令に違反しないことを保証させるものとする。
    - イ 小規模食料雑貨店で働き、そのスポンサーが返答しない外国人は、ヒジュラ暦 1409 年 2 月 29 日付閣議決定第 25 号にて公布された、地方自治体刑罰と罰金規則第 3 条第 8 項の規定に基づき、罰金を支払う。
    - ウ 小規模食料雑貨店で働き、課された罰金に応じず、違反を繰り返した外国人は、国外退去処分となる。

サウダイゼーション方策 : 完全限定

## 20. 羊市場

職業・職務： 羊市場における販売業務  
通達番号： 78/QA  
通達日付： ヒジュラ暦 1419 年 1 月 17 日  
通達公布機関： 人材評議会事務局長と州評議会事務局長の報告書、並びに、サウダイゼーション、雇用及び外国人に関する決定の実施及び情報のフォローアップ計画に基づく、内務大臣兼人材評議会議長の通達を人材評議会が公布  
通達内容： 上記報告書第 2 条（第 2-C 項）は、羊市場における販売業務をサウジアラビア人に限定する旨定めている。一方、通達は、各州政府がこのような羊市場と経済活動につき、短期間ではあるがサウジアラビア人への置換を実施するための期間を付与することを定めている。  
サウダイゼーション方針： 完全限定

## 21. 電気器具及び家庭用品

職業・職務： 電気器具及び家庭用品取扱店における販売業務  
通達番号： 78/QA  
通達日付： ヒジュラ暦 1419 年 1 月 17 日  
通達公布機関： 人材評議会事務局長及び州評議会事務局長の報告書、並びに、サウダイゼーション、雇用及び外国人に関する決定の実施及び情報のフォローアップ計画に基づく、内務大臣兼人材評議会議長の通達を人材評議会が公布  
通達内容： 上記報告書第 2 条（第 2-C 項）は、電気器具及び家庭用品取扱店における販売業務をサウジアラビア人に限定する旨定めている。一方、通達は、各州政府がかかる店舗及び経済活動につき、短期間ではあるが外国人労働力のサウジアラビア人労働力への置換を実施するための期間を付与することを定めている。  
サウダイゼーション方針： 完全限定

## 22. タクシー（リムジン）及び輸送・配送車両

職業・職務： タクシー（リムジン）及び輸送・配送車両の運転手  
通達番号： 78/QA  
通達日付： ヒジュラ暦 1419 年 1 月 17 日  
通達公布機関： 人材評議会事務局長及び州評議会事務局長の報告書、並びに、サウダイゼーション、雇用及び外国人に関する決定の実施及び情報のフォローアップの計画に基づく、内務大臣兼人材評議会議長の通達を人材評議会が公布  
通達内容： 上記報告書第 2 条（第 2-C 項）は、タクシー（リムジン）及び輸送・配送車両の運転手をサウジアラビア人に限定する旨定めている。一方、通達は、各州の状況並びに都市・地方担当省及び運輸省の情報に従い、各州政府がこのような運転手及びスポンサーにつき、短期間ではあるが外国人労働力のサウジアラビア人労働力への置換を実施するための期間を付与することを定めている。

ヒジュラ暦 1416 年 1 月 6 日付労働大臣決定第 88/1 号は、この点につき、以下の内容を定める。

- (1) ヒジュラ暦 1423 年 10 月 30 日付勅令第 7/B/42064 号に従い、以下の条件により仕事を識別する。
  - ア タクシー運転手のサウジアラビア人の比率は 30%とする。ただし、新しいライセンスを受け、タクシー運転手をサウジアラビア人 100%にすることを保証した者を除く。
  - イ 現在の活動に新しいタクシー車両を追加する場合には、その運転手はサウジアラビア人とする。
  - ウ サウジアラビア人の比率 100%に保証しない会社には新しいライセンスの交付を継続しない。

大型車両運転手のサウジアラビア人の比率は、最低で 10%である。

## 23. 物資輸送

- 職業・職務： 陸上輸送事業の認可を受けている事業団体、企業及び個人運転手を含むすべての管理職務及び技術職務
- 決定番号・日付： ヒジュラ暦 1419 年 5 月 11 日付第 6586 号  
ヒジュラ暦 1419 年 9 月 1 日付第 6828 号  
ヒジュラ暦 1422 年 12 月 19 日付第 101/3/9/91533 号
- 各決定公布機関： リヤド州庁及び交通省
- 各決定内容： (1) はじめの決定内容：  
陸上輸送事業の認可を受けている事業団体、企業及び個人運転手を含むすべての管理職務及び技術職務に対する雇用ビザの発行をやめる。外国人がこれらの職業に就くことを禁ずるため、企業及び事業団体はサウジアラビア人を雇用する義務を負う。
- (2) 他の 2 つの決定内容：  
ア 外国車両による、サウジアラビア都市内の輸送を制限する。  
イ 運転手がサウジアラビア人ではない車両による、サウジアラビア都市内の輸送を制限する。  
ウ 外国車両による輸送は、その車両がサウジアラビア国内法によって復路の輸送が許可されている国において登録され、また、車両の登録国への輸送でない限り、その車両による輸送を制限する。
- サウダイゼーション方策： 完全限定

## 24. 鍵の製造及び複製

- 職業・職務： 鍵の製造、修理及び複製
- 決定番号： 3082
- 決定日付： ヒジュラ暦 1419 年 5 月 23 日
- 決定公布機関： 内務大臣の決定を内務省が公布
- 決定内容： サウジアラビア国内の鍵製造及び修理職人を規制し、その職業規定と違反者に科せられる処罰を定めている。本

決定は以下の内容を含む。

鍵の製造、修理及び複製の職業は、同決定第 4 条の規定に基づき、サウジアラビア人に限定される。

サウダイゼーション方策： 完全限定

## 25. 公共サービス事務所

職業・職務： 公共サービス事務所における労働者（特にサウジアラビア人との契約を指定された職務に従事する労働者）

電報番号： 29/1333/2V

日付： ヒジュラ暦 1419 年 7 月 25 日

決定公布機関： 上記電報に記載された内務大臣の決定を内務省が公布

決定内容： 公共サービス事務所内において外国人を雇用することは、その仕事の性質及びその正当化がいかなる理由であっても、禁止される。事務所の認可当局である商工業省は、その指示を順守しているかを確認するため、公共サービス事務所の監督、フォローアップ及び実地検査を行う。同省は、旅券局と協力して、サウジアラビア全土での公共サービス事務所の抜打ち検査のキャンペーンを実行し、当該事務所の外国人労働者を数え、所定の住居に関する書類及びスポンサーを確認し、規則違反を発見された者に対しては、公共サービス事務所で働かないよう、所定の法的措置を取る。

政府当局とのフォローアップは公共サービス事務所の任務に該当する。なお、公布済みのヒジュラ暦 1424 年 6 月 13 日付閣議決定第 157 号により、政府当局とのフォローアップの職業に従事するための命令があることに留意しなければならない。この命令は、第 2 条で政府当局及びフォローアップに従事する免許を得るための必要条件を定めており、特に以下の内容を含んでいる。

- (1) 許可を受ける申請者は読解力の高いサウジアラビア人でなくてはならない。
- (2) 仲介者の管理に専念し、実施事務所をフォローアップしなくてはならない。
- (3) 本決定の第 6 条は、事務所の所有者がいない場合、所有者は第 2 条に述べる条件を満たした者を

指定しなければならないと定めている。事務所の所有者がかかる指定をした場合でも、本命令の条項のいずれかに違反したときの責任からは解放されない。

- (4) 第7条（第b項と第c項）は、フォローアップ事務所の所有者は、50人を超える外国人職員を雇用する事業団体又は企業とフォローアップ業務を行う契約を締結しないものとする定めている。
- (5) 事務所の所有者は、フォローアップのポジションに非サウジアラビア人を雇用しないものとする。

サウダイゼーション方策： 完全限定

## 26. 公務員職

職業・職務： 政府職務一般  
決定番号： 175  
決定日付： ヒジュラ暦1419年8月25日  
決定公布機関： 閣議  
決定内容： ヒジュラ暦1418年4月27日付勅令第7/B/5864号にて設置された委員会が議事録に記載した提言に基づき、政府職務全体とサウジアラビア人に関する特定の条項に基づく契約職における外国人労働力をサウジアラビア人労働力へ置換する。

サウダイゼーション方策： 段階的置換

## 27. 野菜及び果物販売店

職業・職務： (1) 野菜及び果物市場における販売と競売業。例えば、市場の駐車場並びに野菜及び果物市場にある小型冷蔵倉庫及びトラック並びに主要市場外の地区にある野菜及び果物店もこれに含まれる。  
(2) 野菜及び果物店におけるレジ係。広さ400平方メートル以上の店舗におけるレジ係。

電報等番号・日付： (1) 野菜及び果物取引市場を調査した委員会の提案を了承する旨のヒジュラ暦1420年2月10/11日付

内務大臣電報第 29/10469 号が添付された、ヒジュラ暦 1420 年 2 月 23 日付地方・都市担当大臣書簡第 33/R0 号に基づく、ヒジュラ暦 1420 年 6 月 2 日付副首相電報第 7/B/8350 号。

- (2) ヒジュラ暦 1421 年 7 月 21 日付内務大臣兼人材評議会議長電報通達第 563/TP 号。この通達は、野菜・果物以外の食料品を販売する野菜及び果物店における外国人労働力への対応についてであり、当該規制の対象となる店舗を拡張するリヤド州知事の提言に基づくものである。また、サウダイゼーションに関する通達を本業に加えて野菜・果物を販売する食料雑貨店に適用する旨の同州知事の提言に基づくものである。更に、同州知事によれば、広さ 400 平方メートル未満の店舗ではサウジアラビア人に限定されるべきとされる。広さ 400 平方メートル超の店舗及びスーパーマーケットにおけるレジ係の職務はサウジアラビア人に限定される。

野菜・果物市場規制条例と関連する通達には以下の内容が含まれている。

- (1) 本経済活動のリスト第 1 項及び第 2 項にて明示されている野菜及び果物販売業務をサウジアラビア人に限定する。
- (2) 違反者に科せられる処罰は、関連規則にて定められている。

サウダイゼーション方策： 完全限定

## 28. リヤドの店舗及び市場における販売活動

職業・職務： 店舗及び市場における販売業  
決定番号・日付： ヒジュラ暦 1420 年 10 月 16 日付第 11/3/65119 号  
通達番号・日付： ヒジュラ暦 1422 年 3 月 18 日付第 4139/11 号  
各決定・通達公布機関： リヤド州庁及びリヤド市庁  
各決定・通達内容： 外国人の店舗及び市場における販売業への就労を禁ずる。  
ヒジュラ暦 1422 年 3 月 1 日まで、店舗及び市場における

販売業の事業主は、外国人の就労禁止に関する規則及び指導に基づき雇用状況を改善するための時間的猶予が与えられる。また、関係地方自治体はこの点に関する法的措置の完了をフォローアップする。

この期間満了後、地方自治体は、店舗販売におけるサウダイゼーション政策実施の順守状況に関する月次報告書を作成する。

サウダイゼーション方策： 完全限定

## 29. 金製品及び宝石の製造及び販売

職業・職務： 金製品及び宝石の工場、作業場、展示場並びに店舗における以下の地位及び専門職を段階的にサウジアラビア人労働力へ置換する。

- (1) 経営者
- (2) 監督者
- (3) 会計及び経理
- (4) 受付係
- (5) 販売員

決定番号・日付： ヒジュラ暦 1421 年 5 月 21 日付第 392/TP 号  
ヒジュラ暦 1422 年 6 月 2-3 日付第 1/B/5317 号にて上記決定の内容を確認及び改正

両決定公布機関： 両内務大臣兼人材評議会議長の決定を人材評議会が公布  
両決定内容： 金製品及び宝石の製造及び販売店における職務を段階的に外国人労働力からサウジアラビア人労働力へ置換する。

現行のサウジアラビア人従業員の比率を 30%以上に、翌年には 50%に、そして翌々年のヒジュラ暦 1424 年 1 月 1 日には 100%にする。30%の比率が適用されるが、サウジアラビア人の雇用に関する目標比率を守ることができず営業を停止した店主は、当該比率を達する場合に限りその店舗の営業を再開することができる。

本決定の最終段階における実施を強調するため、この分野におけるヒジュラ暦 1425 年 1 月 1 日までの最大 100%のサウダイゼーションの達成につき、内務大臣及び人材評議会議長は以下の内容を含むヒジュラ暦 1424 年 5 月 21

日付決定第 1/M142450 号を公布した。

本決定は、金製品及び宝石の店舗における販売員の職務に関して、いかなる国籍の例外もなく適用され、ヒジュラ暦 1425 年 1 月 1 日までに 100%までの達成を目標とする。

第 50 号決定の実施委員会は、金製品及び宝石工場におけるサウジアラビア人の比率を 30%から最低 10%に引き下げている。

### 30. 中古家具販売

- 職業・職務： (1) 中古家具販売員  
(2) 青空市場及び複合市場の店舗の販売員
- 決定番号： 393/TP
- 決定日付： ヒジュラ暦 1421 年 5 月 21 日
- 決定公布機関： 内務大臣兼人材評議会議長の決定を権限実施委員会が公布
- 決定内容： 中古家具市場におけるサウダイゼーション作業グループの決定承認の半年後に、公的複合市場その他分散する販売店におけるサウダイゼーションの措置が適用される。
- サウダイゼーション方策： 完全限定

### 31. 受信装置（パラボラアンテナ）販売及び据付店

- 職業・職務： 受信装置（パラボラアンテナ）の販売及び据付店の従業員
- 通達番号・日付： ヒジュラ暦 1422 年 1 月 3 日付第 10606 号
- 決定番号・日付： ヒジュラ暦 1422 年 11 月 8 日付第 101/3/9/16445 号
- 各通達・決定公布機関： 内務省及びリヤド州庁
- 各通達・決定内容： (1) 受信装置（パラボラアンテナ）販売及び据付店はサウダイゼーションを達成しなければならない。関係する店舗は、外国人労働力をサウジアラビア人労働力に置換するため、ヒジュラ暦 1422 年 12 月 20 日まで猶予期間が付与される。  
(2) 猶予期間の終了後、外国人はパラボラアンテナの

販売と据付店において就労することはできない。ただし、販売活動に関与しないことを条件に、据付けと保守の仕事に限定された外国人技術者 1 人のみの雇用は許可される。

- (3) これに違反した外国人は即座に国外追放処分を受け、また、店舗所有者は、ヒジュラ暦 1409 年 2 月 29 日付閣議決定第 25 号にて公布された地方自治体刑罰及び罰金規則第 3 条第 8 項に基づき、罰金刑に処せられる。違反が繰り返された場合、店舗は直ちに閉鎖される。
- (4) 違反店舗は、書面にて地方自治体の支部を通じて通知される。サウダイゼーション実施委員会事務局及び旅券局は上記の猶予期間終了後、関係店舗のサウダイゼーションの状況をフォローアップする。

サウダイゼーション方策： 完全限定

## 32. 情報機器取扱店

- 職業・職務：
- (1) フィルム、ビデオテープ、録音テープ、磁気テープ及びイスラム教関連のテープの販売店における販売業務
  - (2) コピー・サービス業務
  - (3) 学生サービス業務
  - (4) タイピング・サービス業務

- 通達/書簡番号・日付：
- (1) 磁気テープの販売、レンタル及び録音店の業務を規制する規則が添付されたヒジュラ暦 1400 年 1 月 17 日付内務次官通達第 160/184 号
  - (2) 上記職務の限定に関するヒジュラ暦 1422 年 2 月 14 日付情報省次官書簡第 382/FGA 号の内容を承認する、ヒジュラ暦 1422 年 2 月 15 日付情報大臣（現文化・情報大臣）書簡第 1015/D 号

各通達・書簡公布機関： 内務省と情報省（現文化・情報省）

各通達・書簡内容： 国内全土のフィルム、ビデオテープ及び技術関連とイスラム教関連のレコードの販売店並びに書類のタイピング・サービス及びコピー・サービス（学生サービス）店

における業務をサウジアラビア人に限定する。雇用状況の改善及び完全なサウダイゼーションの運用のため、関係店舗はヒジュラ暦 1422 年 4 月 1 日より 6 か月間の猶予期間が付与される。

サウダイゼーション方策： 完全限定

### 33. 州政府の熟練職

職業・職務： 州政府の熟練職

通達番号： 10/84983

通達日付： ヒジュラ暦 1422 年 10 月 16/17 日

通達公布機関： ヒジュラ暦 1422 年 3 月 12 日付国王電報第 7/B/5114 号を内務省が公布

通達内容： 軍事部門と労働省が協調の上、空席の専門職と熟練職を公表し、サウジアラビア人求職者を同職に就労せしめるとともに、通達の内容を考慮しつつ、州政府における同種の職の空席を調査する。

サウダイゼーション方策： 段階的置換

### 34. 通関事務所

職業・職務： 以下の通関に関する職種

- (1) 税関専門職
- (2) 現場通関担当者
- (3) 翻訳者
- (4) 経理事務員

決定番号： 354/TP

決定日付： ヒジュラ暦 1422 年 3 月 27 日

決定公布機関： 内務大臣兼人材評議会議長の決定を権限実施委員会が公布

決定内容： (1) 通関事務所業務のサウジアラビア人化と調整を行い、上記地位をサウジアラビア人に限定する。  
(2) サウジアラビア人の雇用を進め、外国人労働力と置換するため、1 年以内の猶予期間が通関事務所に付与される。

- (3) 税関局は、通関事務所におけるサウダイゼーションの実施状況に関する半期報告書を人材評議会事務局に提出する。

上記決定内容の実施を期限（ヒジュラ暦 1423 年 3 月 26 日）までに行うよう再確認するため、内務大臣兼人材評議会議長は以下の内容の決定を公布した。

決定番号： 400/TP

決定日付： ヒジュラ暦 1423 年 3 月 30 日

決定公布機関： 人材評議会事務局

決定内容： (1) 本決定の適用開始日における、通関担当者及びその補佐職員のサウジアラビア人の比率 100%を維持する。

- (2) その他の職務については、今後 2 年間で段階的に限定される。特に、税関専門職、経理事務員、翻訳者及び現場労働者については、その職務の性質と税関事務所長が直面するサウジアラビア人への限定の困難さが考慮される。これら職務のサウジアラビア人の比率 50%への段階的限定は、ヒジュラ暦 1423 年 3 月 27 日から開始され、ヒジュラ暦 1424 年 3 月 26 日に達成される。残り 50%のサウダイゼーションはヒジュラ暦 1424 年 3 月 27 日から始まり、翌年 3 月 27 日に完了する（すなわち、1425 年 3 月 27 日までに、100%のサウダイゼーションが達成される）。100%のサウダイゼーションに至るまで、以下の事項は上記期間の前後において考慮される。

ア 税関局、労働省及び（税関局が監督する）旅券局から構成されるワーキングチームが結成される。これらチームは、上記のサウジアラビア人の比率が各通関事務所にて実施されているかにつき確認するため、ヒジュラ暦 1424 年 3 月 27 日から全通関事務所の現地調査を行う。このチームは、通関事務所長によるその他の活動とは独立した任務を実施しなければならない。また、現地訪問の調査結果と併せてこのような事務所の労働状況に関する記

録を保持する。

- イ 税関局、関連支部及びその事務所は、サウダイゼーションの実施の指導に違反する事務所との間の取引業務を 2 か月間停止しなければならない。この 2 か月間は、違反事務所が是正措置を講ずる最後の機会となる。
- ウ ワーキングチームは、上記イにより事業活動を停止中の事務所を訪問し、2 か月間の期間満了時にサウダイゼーションの実施状況を確認するための現地調査を行う。サウダイゼーションがいまだに実施されていない場合は、違反事務所との間の取引業務は最終的に停止される。
- エ 上記イによる 2 か月間の期限終了後、ワーキングチームはサウダイゼーションが完全に実施されているかどうか確認するため、全通関事務所を現地調査し、それを記録に書きとめ、サウダイゼーションの不実施の事務所との通関業務を最終的に停止する。
- オ ワーキングチームは、ヒジユラ暦 1425 年 3 月 27 日までの間は、上記イによる 2 か月間の期間満了後も本決定の継続的な実施を確認するため、定期的に訪問調査を引き続き実施しなければならない。
- カ ワーキングチームは、上記事務所が外国人労働者との契約を解除したかにつき確認しなければならない。ワーキングチームにおける労働省の代表者は、同省と調整しつつ、本件に起因する問題点の解決に対処する。
- キ 公共と民間双方の教育と訓練機関は、通関事務所が必要とする分野の専門的訓練コースを継続的に実施する。

### 35. 保守、操業及び清掃

職業・職務： 民間部門の団体と企業の清掃、保守及び操業関連職務

決定番号： 122  
決定日付： ヒジュラ暦 1422 年 4 月 18 日  
決定公布機関： 閣議  
決定内容： 政府機関における清掃及び保守経済活動での外国人労働力からサウジアラビア人労働力へ置換において以下の事項が考慮される。

- (1) 特別の機密的業務を担う政府機関は、サウジアラビア人労働者を清掃及び保守作業に募集し、新たな職務を創出し、既存の職務内容を変更し、又は（サウジアラビア人労働力を直接雇用する）操業及び保守業務を委託することによって、清掃及び保守作業を行う会社との間の既存の契約を段階的に解消しなければならない。
- (2) 雇用契約をする政府機関は、各省と協調し、清掃、保守及び操業契約においてサウジアラビア人に限定される地位を決定し、上記契約条件の中に明確に特別の要件として規定しなければならない。更に、この点に関する勅令と関係省令に基づき、外国人労働力に限定される地位がある。
- (3) 政府機関が民間部門の団体と取り交わす保守、操業及び清掃契約には、サウジアラビア人の比率を最低 5%とする条項を入れなければならない。この比率は、毎年段階的に引き上げられ、本決定を公布してから 9 年後に 50%に到達しなければならない。
- (4) 民間部門での清掃契約では、サウジアラビア人労働力の実情を考慮の上、上記サウジアラビア人の比率の適用を弾力的に実施する。

サウダイゼーション方策： 段階的置換

本決定で詳述された比率に関してその後以下の決定が公布された。

ヒジュラ暦 1427 年 7 月 30 日付労働大臣決定第 2426 号。

これは、サウジアラビア人の比率を 30%に固定するものであるが、ヒジュラ暦 1429 年 7 月 1 日まで 10%に固定される請負、保守、操業及び清掃に関する経済活動は除く。

- (1) 決定第 50 号の実施により設置された委員会によ

り以下の決定が公布された。

- (2) 請負、保守及び操業等に関する経済活動についてのサウジアラビア人の最低比率の引下げは次のとおりである。
- (3) 請負、保守及び操業（民間部門での契約）に関しては最低基準を 30%から 10%に引き下げる。政府との間の請負、保守及び操業契約は、最低基準を 30%から 5%に引き下げる。

この点に関し、労働大臣は、次の内容のヒジュラ暦 1428 年 1 月 9 日付決定第 110/1 号を公布した。

- (1) 政府プロジェクトの実行を引き受ける工事請負人が必要なサウダイゼーション比率を 5%に引き下げる。
- (2) 上記に述べた比率が適用される政府プロジェクトを決定する。
  - ア 建設及び建物
  - イ 道路及び橋梁
  - ウ 水道及び電気施設の建設
  - エ 水道、下水道及び雨水プロジェクトの公共工事
  - オ 保守及び清掃

### 36. キング・ハーリド国際空港にて操業するタクシー

職業・職務： キング・ハーリド国際空港にて操業するタクシー運転手  
決定番号： 3/9/1624  
決定日付： ヒジュラ暦 1423 年 1 月 8 日  
決定公布機関： リヤド州庁  
決定内容： リヤドのキング・ハーリド国際空港にて操業するタクシー運転手のサウダイゼーションを実施する。本決定は 1 年以内にできるだけ早く実施される。監督機関は決定の実施に必要な措置を講じる。私有車両の空港からの乗客輸送を禁ずる公布済み指導の適用に関し、交通警察に提言する。  
サウダイゼーション方策： 完全限定

### 37. 大巡礼（ハッジ）及び小巡礼（ウムラ）事務所

職業・職務： ハッジ及びウムラ事務所の従業員  
決定番号： 303/TP  
決定日付： ヒジュラ暦 1423 年 3 月 9 日  
決定公布機関： ヒジュラ暦 1422 年 6 月 27 日から 29 日までにメッカ州庁にて開催された、第 5 回州評議会事務局長と人材評議会事務局長の会議の提案とそれに関連する実施方策に基づく決定を人材評議会が公布  
決定内容： 国内のハッジ及びウムラ事務所の業務をサウジアラビア人に限定することを確認する。  
サウダイゼーション方策： 完全限定

### 38. 女性限定販売店

決定番号： 1/1793  
決定日付： ヒジュラ暦 1426 年 5 月 22 日  
決定公布機関： ヒジュラ暦 1425 年 4 月 12 日付閣議決定第 120 号に基づく決定を労働省が公布  
決定内容： (1) 上記閣議決定により、本決定の第 3 条に述べられる詳細に従って、女性限定販売店における仕事はサウジアラビア人女性に限定されるものとする。  
(2) 女性限定販売店は、店内にいる労働者若しくは顧客が見られること又は労働者若しくは顧客が男性と一緒にいることを避けるため、周囲の店舗から離れて設置されなくてはならない。このような店舗は、内部からコントロールできる特別の扉を用意しなければならない。  
(3) 上記 (1) の規定は、以下のタイムスケジュールに従って適用されなければならない。  
ア 街路、公共及び中央市場並びに大型スーパーマーケットの一区画における婦人用下着を取り扱う商店での仕事は、本決定日後 1 年以内に、サウジアラビア人女性に限定されなけれ

ばならない。商店の事業主は、この期間中にその商店及び労働者の状態を決定しなければならない。

- イ 婦人用ガウン及び既製婦人服を取り扱う商店での仕事は、本決定後 2 年以内に、サウジアラビア人女性に限定されなければならない。当該商店の事業主は、当該期間中にその商店及び労働の状態を決定しなければならない。
- ウ 上記ア及びイに定める期間中は、当該販売商店で働くことを希望する女性に資格が付与されなければならない。女性民間訓練センターに加えて、民間相互訓練の国家組織である人材開発基金及び商工業協議会による訓練計画を通じて資格が付与されなければならない。ア及びイに述べる品目を販売することを指定された場所は、別々に置かれるものとする。
- エ 都市・地方担当省、商工業省及び商工業会議所連盟は協調して、上記経済活動を実施する異なる公共の店舗の記録を確実に行わなければならない。この目的を達成するため、一定のデータベースの中に関連情報を入れなくてはならない。当該当局は協調して、関連する申請の申請とともに課すべき罰則及び料金を決定しなければならない。
- オ 本決定実施のフォローアップは、上記省の検査員及び労働事務所のサウダイゼーション委員会により実施される。
- カ 当該活動を実施する店舗内でのサウジアラビア人女性の雇用に関する本決定実施のフォローアップは、上記省の女性検査員によって指定された女性により実施される。

サウダイゼーション方策： 限定及び置換

### 39. エンジニアリング事務所

通 達 番 号： 13537/P

通 達 日 付： ヒジュラ暦 1427 年 8 月 4 日  
通 達 公 布 機 関： 労働大臣の指示に基づき労働省の外局が公布  
通 達 内 容： エンジニアリングと類似の職務におけるサウダイゼーションは、決定第 50 号の規定を考慮し、7 から 8%の比率で決定されなければならない。

#### 40. 観光客誘致職（レクリエーション分野）

書 簡 番 号： 3730  
書 簡 日 付： ヒジュラ暦 1427 年 8 月 24 日  
本書簡は、労働大臣のヒジュラ暦 1427 年 10 月 17 日付書簡第 3108/1 号により承認された。  
計 画 決 定 機 関： 観光及び考古学機構  
計 画 内 容： レクリエーション分野におけるサウジアラビア人に限定される地位の指名を定義する。

レクリエーション・センター及び動物園：

- (1) 最高責任者
- (2) レクリエーション管理者及び活動
- (3) リゾート管理者
- (4) 支店管理者
- (5) マーケティング管理者
- (6) 人事管理者
- (7) ゲーム/活動・運営監督者
- (8) 動物園監督者
- (9) チケット販売員
- (10) ゲーム・オペレータ
- (11) ゲーム・保守技術員
- (12) 動物飼育員

展示会、会議、活動及び行事：

- (1) 最高責任者
- (2) 会議及び行事管理者
- (3) 会議及び行事監督者
- (4) 会議及び行事調整員
- (5) マーケティング管理者
- (6) 展示会管理者
- (7) 展示会設営技術員

- (8) 人事管理者
- (9) 展示管理者
- (10) 支店管理者

商業センター及びその敷地内：

- (1) 最高責任者
- (2) 商用地管理者
- (3) 商用地管理者補佐
- (4) マーケティング管理者
- (5) 人事管理者

サウダイゼーション方策： 上記地位は、ヒジュラ暦 1433 年末までに労働省が承認する当該分野でのサウダイゼーションを達成するために想定される期間が終わるまでに、完全にサウジアラビア人に限定されるものとする。

#### 41. 製薬会社の科学部門及び記録事務所で働く薬剤師

通 達 番 号： 4701/2  
通 達 日 付： ヒジュラ暦 1428 年 3 月 14 日  
通 達 公 布 機 関： 労働省次官  
通 達 内 容： 商工会議所管理委員会議長により行われる勧告に基づき、病院、クリニックその他の医療機関を含む健康分野において、50 人又はそれより少ない労働者を雇用している事業主はサウジアラビア人の比率 10%、50 人を超える労働者を雇用している事業主は 15%の比率への変更を規定するヒジュラ暦 1428 年 1 月 26 日付通達第 1728/4 号につき、商工会議所の医療委員会から派生した科学部門及び記録事務所の小委員会が指摘するように、本決定が製薬会社の科学部門又は記録事務所で働く薬剤師を含まないことが判明した。従って、本通達により、当該薬剤師はサウジアラビア人の雇用に関する目標比率の計算に含まれることとする。

#### 42. ガソリンスタンド

通 達 番 号： 8123/4

通 達 日 付： ヒジュラ暦 1428 年 4 月 26 日  
通 達 公 布 機 関： 労働省次官  
通 達 内 容： 指示を順守していることを確実にするため、ガソリンスタン  
ダンドの監督者は受付係につきサウジアラビア人を雇用  
する。  
サウダイゼーション方策： 完全限定

#### 43. 既存の工場で営む経済活動を変更した場合の変更後の経済活動

通 達 番 号： 508/1  
通 達 日 付： ヒジュラ暦 1429 年 2 月 4 日  
通 達 公 布 機 関： 労働大臣  
通 達 内 容： 既存の工場である経済活動を営んでおり、その経済活動  
を変更する場合、既存の工場内で雇用されたサウジアラ  
ビア人の従業員数を維持するため、サウジアラビア人の  
雇用に関する目標比率の最低値を 30%から 20%に引き下  
げる。  
対象となる既存の工場で営む経済活動には、以下のもの  
が含まれる。  
(1) 食料、飲料及びたばこ  
(2) 織物、既製品、靴及び革製品産業  
(3) 木材及び家具産業  
(4) 製紙、印刷及び出版産業  
(5) 石油精製製品  
(6) 化学産業及び誘導体  
(7) プラスチック産業  
(8) セメント、タイル、レンガ等の非金属の建設業界  
(9) 金属業界及び金属機器

変更後の経済活動におけるサウジアラビア人の比率は、  
生産開始後 2 年間又はライセンス取得日後 3 年間に 15%  
を下回らないものとする。

#### 44. 障害者の仕事

通 達 番 号： 765/1  
通 達 日 付： ヒジュラ暦 1429 年 2 月 20 日  
通 達 公 布 機 関： 労働大臣  
通 達 内 容： 各障害者は、民間企業でのサウジアラビア人の比率の計算において、4 分の 1 の人数として計算されるものとする。

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません）。本資料は、2010 年 2 月 10 日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。